入　札　参　加　申　請　書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

業者番号

　貴市において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の４の規定に該当していないこと及び申請書の記載事項に事実と相違ないことを誓約いたします。

記

１　案件名　 こおりやま広域連携中枢都市圏航空写真合同撮影及び写真地図作成業務

２　施行場所　 郡山市、鏡石町、猪苗代町、石川町、玉川村、浅川町、三春町及び小野町地内

３　業務実績　 入札参加資格を満たす業務実績が確認できる資料を提出すること

　　　　　　　　 ※施行実績調書に契約書の写しを添付すること。

地方自治法施行令

　第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

　　一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

　　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　　三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させない事ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

 　一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

 　二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

 　三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

 　四 地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

 　五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

　六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき

　七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

※裏面あり

（裏面）

当社の入札に参加することができる者の資格については、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 資　　　　　格 |
|  |  | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者である。 |
|  |  | 「測量等又は製造・販売」の「航空測量」において、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和６年９月６日制定）に基づく認定を受け、令和７・８年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者である。 |
|  |  | 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年４月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月１日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。 |
|  |  | 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。 |
|  |  | 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第２条第２号に規定する暴力団員又は第８条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。 |
|  |  | ISO9001、ISO14001及びISO27001の資格を保有していること。 |
|  |  | 福島県内に営業所又は事業所を有する者であること。 |
|  |  | 日本国内において撮影面積が1,000㎢以上の航空写真撮影及び写真地図作成の業務実績があること。 |
|  |  | 日本国内において複数自治体が参加した航空写真合同撮影の業務実績があること。 |
|  |  | 福島県内において固定資産に関する航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000以上）の業務実績があること。 |
|  |  | 次に掲げる要件を満たす技術者をそれぞれ個別に配置することができる者であること。　(1)主任技術者　直近５年以内に航空写真撮影及び写真地図作成業務（地図情報レベル1000以上）の経験を有し、かつ測量法（昭和24年法律第188号）に定める測量士及び空間情報総括監理技術者を有する者　(2)担当技術者　直近５年以内に航空写真撮影及び写真地図作成業務（地図情報レベル1000以上）の経験を有し、かつ測量法に定める測量士及び地理空間情報専門技術者（写真測量１級）を有する者(3)照査技術者　直近５年以内に航空写真撮影及び写真地図作成業務（地図情報レベル1000以上）の経験を有し、かつ測量法に定める測量士及び空間情報総括監理技術者を有する者 |
|  |  | 本業務委託の仕様書第26条に規定する性能を有するデジタル航空カメラを複数台自社保有又は専属リース契約していること。 |

※全項目について「はい」「いいえ」の欄のいずれかに○を付けてください。